

平成 30 年 1 月 11 日
住宅局住宅生産課

全国の主要都市で、建築物省エネ法説明会を開催します！
～建築物省エネ法への関わり方などに応じて、2種類の説明会を用意～

昨年4月より規制措置が施行された建築物省エネ法について、省エネ基準への適合性判定や省エネ計画の届出を行う申請者等を対象とした説明会を開催します。

各会場の参加申込みの受付は、本日より開始します。(定員あり)

平成29年4月より「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(建築物省エネ法)の規制措置が施行され、建築主は、一定規模以上の建築物を新築・増改築する際に、省エネ基準への適合義務や省エネ計画の届出義務への対応が必要となりました。

建築物省エネ法への関わり方などに応じて、2種類の説明会を下表のとおり開催します。なお、本説明会の内容は、昨年7月より全国主要都市で開催した「建築物省エネ法フォローアップ説明会」と一部重複しています。

| 名 称 | 建築物省エネ法説明会 ～適判・届出のフォローアップ～ | 建築物省エネ法説明会 ～適判における疑問点と対処法の紹介～ |
|-------|--|---|
| 対 象 者 | 建築物省エネ法の基本から知りたい方、関 わりの少ない方 (建築主、設計者、施工者、メーカー、 ビル管理会社などの事務系管理職など) | 既に省エネ適合性判定について、実際に業務 をされている方又は予定のある方 (設計者、施工者、設備機器メーカーの 実務者など) |
| 時期・場所 | 平成30年1月29日(月)～3月9日(金) 全国主要都市14ヶ所17回 ※詳細は別紙1を参照 | 平成30年1月29日(月)～3月14日(水) 全国主要都市19ヶ所28回 ※詳細は別紙2を参照 |
| 内 容 | ・建築物省エネ法の概要 ・省エネ基準への適合義務(適合性判定) ・省エネ計画の届出義務 等 | ・省エネ基準適合義務の施行状況 ・設計図書に記載方法 ・省エネ基準に係る設計・管理のポイント 等 |
| 参加費用 | 無 料 | |
| 申込方法 | 以下の各ホームページ、FAX又は電話によりお申込み下さい | |
| そ の 他 | 定員になり次第受付終了とさせていただきます | |

<説明会参加の申込み・問い合わせ先>

建築物省エネ法説明会 ～適判・届出のフォローアップ～

建築物省エネ法 適判・届出のフォローアップ説明会事務局

ホームページ : <https://krs.bz/kentikubutsu-shoeneho/m/followup>

FAX : 0120-252-936 (24時間受付) ※別紙3によりお申込み下さい

電 話 : 0120-771-266 (受付時間: 9:00～18:00 (土・日・祝除く))

建築物省エネ法説明会 ～適判における疑問点と対処法の紹介～

建築物省エネ法 適判における疑問点と対処法の紹介説明会事務局

ホームページ : <https://krs.bz/kentikubutsu-shoeneho/m/qa>

FAX : 0120-370-577 (24時間受付) ※別紙4により申込み下さい

電 話 : 0120-221-510 (受付時間: 9:00～18:00 (土・日・祝除く))

【問い合わせ先】

国土交通省 住宅局 住宅生産課 建築環境企画室 植田、丹羽

電話 : 03-5253-8111(内線39429、39464)、FAX : 03-5253-1629